

## 第二種特定鳥獣管理計画の一部改正（案）について【概要】

宮城県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、県内において生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している 4 つの鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル）の管理を図るため、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定しております。

このたび、計画の一部改正を予定しており、その改正案に対する県民の皆さんの御意見・御提案等を募集しております。

### ○ 第二種特定鳥獣管理計画について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第 2 種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの 4 鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定しています。

今回はニホンザル管理計画の一部改正を予定しております。

#### 【第五期宮城県ニホンザル管理計画の概要】

- 計画の期間  
令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの 5 か年
- 管理が行われるべき区域  
県内で群れが生息している 10 市町（金華山（石巻市）は除く。）  
仙台市、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、大和町、加美町
- 管理の目標
  - ・ 個体数・群れの調整 県調査結果を参考に市町村が作成した実施計画に基づき、捕獲などの選択的排除を実施する。
  - ・ 農作物等被害の防除 市町村は、群れの評価レベルに応じた防除対策を実施し、県は、次年度以降の対策指標を定められるよう支援する。

### ○ニホンザルの群れ評価について

・県では上記の第五期宮城県ニホンザル管理計画の中で、それぞれの群れについて、人との関係性を評価し、その対策方法を評価毎に定めています。人と良好な関係である群れを A とし、人と険悪な状態である群れを F、最も人との関係が険悪である群れを WF とし、7 段階において評価をしています。（資料 2）

#### ○現行計画の対策方法と課題

- ・群れの評価に基づいて、市町では、電気柵の設置や有害鳥獣捕獲等で被害対策に取り組んでいるものの、農作物への被害は令和5年度では600万円以上にのぼり、被害が毎年継続して発生しています。
- ・現行計画では評価レベルの最も低い群れ(WF)以外は群れを存続させる方向で群れの追い上げ・追い払いを基本としておりました。
- ・しかしながら評価レベルの最も低い群れ(WF)以外の群れによる被害が多々発生しており、現行計画では被害をカバーしきれていないことが判明しました。
- ・今回環境省で作成しているガイドラインが改正されたことや、関係市町村へのヒアリング結果を踏まえ、適切な管理のためにも大規模捕獲が可能となる群れの範囲を拡げることとしました。

#### ○ 改正概要

- ・群れに対する対策の区分に「評価レベルが中程度の群れ」を追加し、今までは追い払いのみで対応していた群れ評価Dの群れについても、状況によっては多頭捕獲を検討できるようにします。(資料3)
- ・「評価レベルのより低い群れ(E)」及び「評価レベルが最も低い群れ(F・WF)」の対策として多頭捕獲及び全頭捕獲の検討をできるようにします。(資料3)
- ・対策の実施に関する注意事項について、内容を整理し、群れの多頭捕獲時には、捕獲目標頭数を定める等、適切な捕獲となるよう修正します。(資料4)

#### 【参考資料】

- ・新旧対照表：資料5
- ・一部改正案全文：資料6